公 示 送 達 書

央収一第５６号
令和８年（2026年）５月２９日

熊本県県央広域本部長

地方税法第２０条の２の規定により、次のとおり公示送達します。
熊本県県央広域本部長は、送達すべき書類を保管していますから、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも送付します。
なお、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

送達する書類の名称	氏　　名（名称）	摘　　要
国税徴収法第５４条	増田　克則	
国税徴収法第１３１条	増田　克則	
	以下余白	